

平成28年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年7月29日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 11名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司
3番 姫 野 康 二
4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
8番 安 部 義 浩
9番 江 藤 国 子
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告
 - ② 農地利用集積計画（貸借権設定）の審議
 - ③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ④ 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ⑤ 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について
 - ⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑦ 非農地証明の発行について

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第7回由布市農業委員会総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。おはかりお諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 6番の麻生俊之介委員さんをお願いしたいと思っております。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限ぎじさんよせいげんを受ける委員は、退席をする事となっておりますのでよろしくお願いします。

○日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案1号 1件)

議 長

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について 議案朗読説明。

議案1号につきましては、報告ということでした承りたいと思います。

○日程 第2 「農地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案2号～7号 6件)

議 長

日程 第2 農地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第2 農地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案2号から7号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

議案2号及び3号については継続の案件ですので、一括して皆様より質疑を受けたいと思います。

（ありません。）

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第4号について、挾間2地区 大野重利推進委員が欠席なので、説明を事務局よりお願いします。

事務局

貸付人の方は、借受人の法人代表の方の息子さんとあたられます。貸付人の方自身が、農業者として農業を行ってきておりますが、この度法人を設立してですね、法人にて農業をやっているということでの貸し借りになっております。このあと3条の方でまた案件がでてきますが、法人設立し、法人で主にトマトを栽培しておりますが、経営していくというかたちで、もうすでに農政課の方で、法人として認定農業者の認定も受けている状況でございます。以上です。

議長

質疑はありませんか。

（ありません。）

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第5号から7号について、議席番号3番 姫野康二委員が借受人になっておりますので、会議規則12条の規定により、退席をお願いします。また、借受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

担当の湯布院3地区 麻生正徳推進委員が欠席なので、説明を事務局よりお願いします。

事務局

貸受人の姫野康二さんは皆さんご存知のように農業委員さんで、既にもう多くの田んぼで、水稻を中心に経営を行っている状況であります。この度、経営を行っている農地の周辺でですね、田んぼを貸付けたいという方がおられまして、その分を姫野さんが引き受けたという形のものになっております。今後経営していくうえでですね、何ら問題ないと思います。以上です。

議長

質疑はありませんか。

4番 坂本成一委員

経営面積が大変少ないんですけど。

事務局

市のデータとしてはこういう状況。実際は作業委託が多いので、農地的にはそう増えてない。直接はあんまりない。いまから増やしていく状況です。この十倍くらいは作業している。

4番 坂本成一委員

現地で機械等を見たんですけど、すごい経営してるみたいだったから。

事務局

そういうことです。

4番 坂本成一委員

いや、別に問題ありません。

議長

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。
どうぞ姫野さんお入りください。

姫野委員さんに報告致します。5号から7号の案件ですが、みなさん全員承認することで挙手がありましたので、報告致します。

3番 姫野康二委員

ありがとうございました。

○日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案8号～14号 7件)

議長

続きまして、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案 朗読説明。

議案8号から14号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

議長

議案第8号につきましては、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1 番 大津雄司委員

説明いたします。場所は時松でして、朴木と丁度さかい位のところで、近くに癒しの湯の跡地があります。山間部で、斜面が多くあるのですが、大きく開けた土地です。受人の方は、株式会社リモージュの法人を（平成）28年に設立しております。多くの事業に取り組む目的を有しております。その多くの事業の中に農産物生産も含まれていて、今回新規就農として、トマト生産をするということで、農地取得となりました。実績も問題なく、法人になる前に少しトマト栽培・経営をしております。独自の販路で販売を頑張っております。問題は無いと考えます。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

8 番 安部義浩委員

はい。

議 長

安部委員さんどうぞ。

8 番 安部義浩委員

ここは私の家のすぐ近所なのですが、現在荒れてる状態です。確かに開けて広いんですが、水利があんまりないんですけど、ハウスか何かですか。

事 務 局

計画はハウスの建設をする。一部はですね。

8 番 安部義浩委員

ここの、茅場地区というところの、水利組合かなにかに入らないと、その分の承諾とかも受けてるのかなと思ったもので。

事 務 局

就農に関しての指導は農政課の方で主にやっております。この土地があることも、その辺（農政課）から出てきてますので、その辺（水利組合等）の話は上手く進んでます。

8 番 安部義浩委員

はい。わかりました。

5 番 高田英委員

ちょっといいですか。

議 長

高田委員さんどうぞ。

5 番 高田英委員

すいません。農業生産法人としての要件はクリアされてるという言葉が出てきてないのですが、されているということでよろしいのでしょうか。

事務局

ええとですね、新規の場合は、計画でしか判断が出来ないのですが、計画的には大丈夫。

4番 坂本成一委員
(挙手)

議長
坂本委員さんどうぞ。

4番 坂本成一委員
この土地、以前、小野七郎さんが麦を植えるという話があったと思うのですが。その解約はできているのでしょうか。

議長
第1号議案がその件です。

4番 坂本成一委員
それがこの土地なんですね。すいません。

議長
ほかに御意見はないですか。
(ありません)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第9号につきまして、議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員
先ほど説明があったように、生前贈与ということで、受人の方は息子さんで、営農、水稻をちゃんと作っておりますし、問題ありません。

議長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第10号につきまして、議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員
同じく、譲受人の方は、譲渡人の方とは、親戚になってですね、渡人の方が農業ができないということで、引き受けて欲しいということで、規模拡大のために譲渡になりました。よろしくをお願いします。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
続きまして、議案第11号につきまして、議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

この案件も生前贈与ということで、譲渡し人の方が高齢のためですね、佐藤治行受入の方が今現在耕作しておりますので、問題ないということでございます。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第12号につきまして、議席番号7番の二宮政広委員さんより説明をお願いします。

7番 二宮 政広委員

この事案につきましても、生前贈与ということでございます。奥さんの方に移転されるということでございます。旦那さんの方は昨年、脳卒中で倒れまして、今は奥さんと、農繁期につきましては長男さんが帰られて、一緒に作業をされておるといってございます。奥さんも高齢でありますけど元気で、水回りのこともやっておりますので、機械等も、全部、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機等々を用いまして、積極的に農業をされておりますし、近い将来、長男さんが帰ってきて、継承するそうでございますので、問題ないというように考えます。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

続きまして、議案第13号につきまして、議席番号9番の江籐 国子委員さんより説明をお願いします。

9番 江籐 国子委員

ここの土地は、湯布院の奥江という、すごい山の中の土地なんですけれども、この譲受人の方は、十年前くらいに、この奥江に移住されてきてまして、いろいろ、役員とかかれて、いまご活躍です。現在この購入される土地の周りにも、田んぼと畑を持たれてまして、耕作してまます。今回購入の農地についても、適切に管理が行われると思われまますので、問題ないと思います。以上です。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
続きまして、議案第14号につきまして、議席番号3番の姫野 康二委員さんより説明をお願いします。

3番 姫野 康二委員

受人の方は農協を退職して、現在水稻栽培をやってまして、この土地の奥に自分の所有地があるのですが、通路がほとんどないので、今現在ここは牧草地になっております。何ら問題はないと思うのですが、如何でしょうか。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案第15号 1件)

議 長
続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程 第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案15号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

続きまして、議案第15号につきまして、議席番号3番の姫野 康二委員さんより説明をお願いします。

3番 姫野 康二委員

この土地も、現在、製粉工場がもう建っております。そのすぐ横に材料を入れる農業用倉庫を建てたいということで、6月30日にみさせて頂きました。当人も現在、生産・加工・販売しとるので、問題なしと考えます。お願いします。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第16号・17号 2件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案16号の農地区分は、農業振興地域の整備計画で指定されております、農業施設用地となります。議案17号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第16号につきましては、議席番号10番の小野恵美子委員さんより説明をお願いします。

10番 小野恵美子委員

こちらの字図の、4ページから6ページまでに図がありますので、よろしくお願ひします。私も立会しましたけれども、二か所田んぼをもって、その一つに建てるんですけども、隣接地の田んぼもありませんし、水路の方の許可もちゃんと受けておりましたので、問題ないと思います。現在、ちょっと離れたところに倉庫があるんですけど、それが手狭になりまして、新しくここに建てる。拡大して建てるということなので、別に何ら問題は無いという判断を致しました。

議 長

質疑を受けます。

5番 高田英委員

すいません。

議 長

高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員

進入路は家の下の方から入る所ですかね。

10番 小野恵美子委員

こちらの方に道路が、ここは中江っていうところなんですけど、山田というところに行く道路が通っております。字図で分かると思いますが、こちらの方に、上側に、県道が走ってまして、そちらの方に倉庫が建ってるんですけども、そこが手狭になりましたので、今度、山田の方に行く市道があるんですが、そちらの方に隣接しております、この建物。それで、横側から入るようになりますけれども、ちょっと段差があるので埋立もするそうですけれども、場所的には大丈夫だと思います。

8番 安部義浩委員

5ページの白地に、細長くなっているところが、あれが道です。市道です。なのでどこからでも入れる。

5番 高田英委員

ああそうですか。そっちの方から入るんですね。

10番 小野恵美子委員

6ページのが見にくいけど、そういうことです。

議 長

他に御意見はございませんか。

(ありません)

それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

議 長

議案第17号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之介委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之介委員

17号を説明致します。貸付人の方といえば、前県議会議員の先生ですが、本人もですね、太陽光をしております、新たにこの、借受人の方も同じこの高岡地区なんですが、この人も実績があるんですけども、自分で太陽光をする予定だったんですけども、もう高齢だからということで、受人の方に、このまま太陽光をしていただく方になったというような経緯があるそうです。場所もですね、ちょうど、旧道のカーブのところで、すぐ横がJRで、隣地に影響がないところで、いいのではないかと思います。以上です。

議 長

質疑を受けます。

5番 高田英委員

はい。(挙手)

議 長

高田委員さんどうぞ。

5番 高田英委員

すいません。太陽光発電施設についてはちょっとあんまり詳しくないのでお伺いしたいんですけども、多分流量計算書とかを付けてると思うんですが、一番やっぱり問題になってくるのは、雨水の処理が問題になろうかと思うんですが、ちょっと地理的によく分からないので、JRの反対側ですね、これもう道路ですかね。

6番 麻生俊之輔委員

貸付人の方の自宅は御存知ですかね。自宅の隣でして、JRがちょっと高く盛つてます。西庄内小学校のすぐ下なんです。

事務局

図面の上の方が旧国道。

5番 高田英委員

そういったところに水が流れ込むといった心配は大丈夫なんですかね。そこだけが気になったんで。

6番 麻生俊之輔委員

大丈夫だと思います。

事務局

道の方が高くて、JR側も盛土で高い。

5番 高田英委員

じゃあその水はどこに流れるんですかね。

事務局

この案件の排水の確認については、周辺砂利敷きになりますので、自然浸透になるという状況です。

5番 高田英委員

じゃあほとんど水は出ないという。

事務局

普段の雨水の処理としては自然浸透。

5番 高田英委員

それが問題なければいいんですが。多分その、流量計算書は、農転かける時は太陽光発電は付けなさいっていうことを言ってるんですよ。

事務局

それがですね、当初の程、厳しくなくなりましてですね、今年の4月くらいからは3,000㎡以上は必ず付けなさい。それと、傾斜地。たとえば、元みかん園とか。そういうところについては必要ですよ。こういう平地、田んぼとかについては、狭いところについては、付けろということは無くなった。

5番 高田英委員

今後流量計算書が出た時に、農業委員会の事務局職員さんが判断されると思うんですけど、流量計算書を見て、これ危険だとかの判断はできるのかなど。

事務局

判断をしろという指示は出ていないです。県もですね、県の担当も流量計算書を見て、それがいいかどうかの判断はつかない。諮問にかける案件については、その専門の人がついてるのでできるんですが、これまでは、流量計算をさせておきなさい。という方向性は強かったんですけど、いまは、狭い土地、平地については、基本自然浸透が多い。自然浸透なら、本来、流量計算はできないので、今までがちょっとおかしいという感じになっている。そういう感覚に今はなっている。

議 長

私も一つ聞いていいですか麻生さん。貸付人の方は、今自分で、だいぶ太陽光して
ますよね。今回は売電するわけですよね。

6 番 麻生俊之輔委員

ええ。この会社がするようになってます。初めは本人がしたかったんですが、もう
高齢になったから。

議 長

あの方は早くから太陽光発電を一生懸命宣伝したりもしてましたよね。

6 番 麻生俊之輔委員

おかげでこの地区は他のところより、入ってますね。

議 長

他に皆様御意見は無いでしょうか。

(ありません。)

それでは、意見を付して進達しますので、許可相当と認める委員さんの挙手を求め
ます。

挙手・多数によりこの案件は許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第18号・19号 2件)

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、5
件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説
明。

議案18号・19号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農
地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第18号につきましては、議席番号8番の安部義浩委員さんより説明をお願い
します。

8 番 安部義浩委員

説明します。場所は、由布川小学校の南側になります。11ページの字図を見ていた
だくと分かるのですが、申請地の1171-1の左側になるんですが、ここがもう宅地
化になっております。現在、渡人の申請地は、渡人が去年の春過ぎに、脳梗塞で倒れて、
誰も作り手がないということで、私に受人の方から説明があったんですが、ここに、宅
地造成したいという旨の連絡があり、現地を見ました。別になんら問題ないと思
いますので、審議の方、よろしくお願い致します。

議 長
質疑はありませんか。

5 番 高田英委員
すいません。

議 長
高田委員さんどうぞ。

5 番 高田英委員
この会社さんは宅建業を持ってる会社ですね。

事 務 局
はい。取得してます。

議 長
他に御意見無いですか。
意見が無いように御座いますので、意見を付して進達しますので、承認される委員の
挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案第 19 号につきましては、議席番号 1 番の大津雄司委員さんより説明をお願いします。

1 番 大津雄司委員
説明致します。地図の 13 ページから 14 ページをご覧ください。場所は上市という
地区になります。210 号とバイパスがぶつかる線の久大石油の裏あたりが場所にな
ります。受人の方は、佐伯でもアパート経営をしております、実効性に問題なく、大
丈夫だと思われれます。以上です。

議 長
質疑はありませんか。

5 番 高田英委員
すいません。

議 長
高田委員さんどうぞ。

5 番 高田英委員
許可に関係ないんですけど、佐伯の方なんですけど、全然親戚関係とかそういうこと
じゃなくて、アパートを広くやってる会社さんが、挟間まで来て、アパート経営をやる
という話ですか。

事 務 局
個人ですけど、大分市あたりにも持ってるみたいですよ。個人で、なにになにビルみたい
なのを建ててやってる個人事業者さんです。そういう方です。

5番 高田英委員

ああそうですか。佐伯の方がわざわざ挟間まで来る必要があるのかなと思ったんですけど。ああなるほど。

議 長

他に御意見はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、意見を付して進達致しますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

■日程 第7 「非農地証明の発行について」

(議案第20号 1件)

議 長

続きまして、日程第7 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案20号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第20号につきましては、議席番号6番の麻生俊之介委員さんより説明をお願いします。

6番 麻生俊之介委員

この土地は、下に近隣耕作者の田んぼがあるんですけど、その耕作者の方がお願いしたんやと思います。自分でいろいろつくっとるけん。それで転用するということで、下にも田んぼがありませんし。耕作者の方でお願いしたんだと思います。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。